

諸外国等における整備従事者の 飲酒対策の状況について

平成31年2月28日
航空局安全部

参考資料1

1. 整備従事者 役割

1. 業務概要

設計者によって定められた方法に基づき、航空機が安全に運航できるよう、機体の整備及び修理及びその安全性の確認を行う。

2. 我が国の法令上の位置づけ

- ・航空法において、整備又は改造を実施した場合、航空機は安全性基準への適合性について確認を受けなければならない。(航空法第19条)
- ・整備を行った航空機について安全性基準への適合の確認を行う場合には、整備士資格を有する者が行わなければならない。

3. 現行の飲酒関連基準

酒精飲料の影響により正常な業務ができないおそれがあると認められた場合は、業務に従事してはならない(整備規程審査実施要領細則)

4. 他モードでの同様の役割を担う者

整備士、整備工場職員(自動車)、乗組員(船舶)、車両係員(鉄道)

(参考)整備従事者に起因した事故(運輸安全委員会事故調査報告書要約)

- ・事業会社所属ユーロコプター式EC135T2型は、平成19年12月9日(日)、空輸のため、東京都東京ヘリポートから静岡ヘリポートへ向けて飛行中、テール・ローター・コントロール・ロッドが破断したため、テール・ローターの操縦が不能となって、10時53分ごろ、静岡県静岡市葵区南沼上に墜落した。
- ・同ロッドが破断したことについては、ボール・ピボットの固着及び固着による共振現象によるものと推定される。事故機は過去に実施されたテール・ローター・コントロール系統の点検時に不具合を確認していた。その際、航空機製造者の英文メンテナンス・マニュアルの故障探求手順に従って実施されなかったため、ボール・ピボットの点検が実施されず、その固着が発見されなかった。

2. 整備従事者 国内航空会社の飲酒対策実施状況

○航空局の指導に基づく、国内定期運送事業者22社のアルコール検知器の使用状況等は以下の通り。

(平成31年1月25日現在)

業務前

- 全ての整備従事者に対面での呼気確認のみを実施 : 7社
- 対面で確認した結果、疑わしい場合にアルコール検知器を使用 : 4社
(第三者立ち会い: 0社 / 吹きかけ式: 4社、ストロー式: 0社、併用: 0社)
- 全ての整備従事者に対してアルコール検知器を使用 : 7社
(第三者立ち会い: 1社 / 吹きかけ式: 0社、ストロー式: 6社、併用: 1社)

業務後

- 全ての整備従事者に対面での呼気確認のみを実施 : 0社
- 対面で確認した結果、疑わしい場合にアルコール検知器を使用 : 4社
(第三者立ち会い: 0社 / 吹きかけ式: 1社、ストロー式: 3社、併用: 0社)
- 全ての整備従事者に対してアルコール検知器を使用 : 2社
(第三者立ち会い: 0社 / 吹きかけ式: 0社、ストロー式: 2社、併用: 0社)

3. 整備従事者 諸外国との飲酒基準の比較

| | 飲酒基準概要 | 数値基準 | | 飲酒禁止期間 | 業務前アルコールチェック |
|--------------|---|----------------|-----------------|--------|------------------------|
| | | 血中アルコール濃度(g/l) | 呼気アルコール濃度(mg/l) | | |
| ICAO | アルコールの影響のある間は業務を行ってはならない。(有資格整備士) | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし |
| 日本 | 酒精飲料の影響により正常な業務ができないおそれがある間は、業務を行ってはならない。(エアライン) | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし |
| 米国 | アルコールの影響のある間は業務を行ってはならない。(有資格整備士・整備事業者) | 規定なし | 0.19 | 勤務4時間前 | 事業者に対し従業員への抜き打ち社内検査を要求 |
| 欧州航空安全庁 EASA | アルコールの影響のある間に業務を行った場合には行政処分等を行わなければならない(有資格整備士) | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし |
| 英国 | アルコールの影響のある間は業務を行ってはならない。(有資格整備士) ※右記のほか、尿中のアルコール濃度が1.07(g/l)以下であること | 0.8 | 0.35 | 規定なし | 規定なし |
| カナダ | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし |
| 豪州 | アルコールの影響のある間は業務を行ってはならない。 | 規定なし | 0.09 | 規定なし | 疑わしい場合 |
| シンガポール | アルコールの影響のある間は業務を行ってはならない。 | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし |

4. 整備従事者 他の運送分野との飲酒基準の比較

| | 整備要員 | 飲酒基準の内容 |
|-------|------------------|--|
| 航空 | 整備作業員 (エアライン) | 以下を整備規程に規定し国土交通大臣の認可が必要 ・酒精飲料の影響により正常な業務ができないおそれがある と認められた場合は、業務に従事してはならない (整備規程審査実施要領細則) |
| | 整備作業員 (認定事業場) | 規定なし |
| 自動車運送 | 整備士 (整備工場) | 規定なし |
| 海上運送 | 乗組員 (機関士等) | ・操船業務等船舶の運航に関する業務(当直業務)を行う乗組員は、酒気を帯びていないこと。(航海当直基準) ・乗組員は、飲酒等により正常な当直業務ができないおそれがある間は、当直を実施してはならない(安全管理規程) |
| 鉄道 | 車両係員 (鉄道会社) | 規定なし |

(参考1) 自動車運送

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)(抄)

(乗務員)

第四十九条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者、車掌その他の乗務員は、事業用自動車の運行を中断し、又は旅客が死傷したときは、当該旅客自動車運送事業者とともに、第十八条第一項若しくは第二項又は第十九条の各号に掲げる事項を実施しなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

2 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 酒気を帯びて乗務すること。

三 (略)

3・4 (略)

貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)(抄)

(過労運転の防止)

第三条 (略)

2 (略)

3 貨物自動車運送事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員(以下「乗務員」という。)が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

4~8 (略)

(乗務員)

第十六条 貨物自動車運送事業者の乗務員は、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 酒気を帯びて乗務しないこと。

二~四 (略)

(参考2 海上運送 / 鉄道)

航海当直基準(平成八年運輸省告示第七百四号)

I 総則

2 航海当直の実施に当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮すること。

(1)～(4) (略)

(5) 航海当直をすべき職務を有する者が、酒気を帯びていないこと。

(6)～(8) (略)

鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成十三年国土交通省令第百五十一号)(抄)

(係員の教育及び訓練等)

第十条 (略)

2 (略)

3 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が知識及び技能を十分に発揮できない状態にあると認めるときは、その作業を行わせてはならない。

鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準

Ⅱ-1 第10条(係員の教育及び訓練等)関係

1 「列車等の運転に直接関係する作業を行う係員」は、次のとおりとすること。

(1) 列車等を操縦する係員

(2) 列車の運転順序変更、行き違い変更、運転の取消し等の運転整理を行う係員

(3) 列車防護、ブレーキの操作又は運転上必要な合図を行うために列車に乗務する係員

(4) 列車等の進路制御、閉そく、鉄道信号の取扱い又は転てつ器の操作をする係員

(5) 線路、電車線路又は運転保安設備の保守、工事等で列車の運転に直接関係があるものを単独で行い、又は指揮監督する作業を行う係員

(6) 踏切保安設備を操作する係員

(参考3) 航空

運航規程審査要領細則(平成12年1月28日制定(空航第78号))

5-5 乗務制限等

航空機乗組員、客室乗務員及び運航管理者は、自ら業務に適した健康状態を維持するよう努めるとともに、業務に影響を及ぼすような心身の異常を自覚した場合、また、酒精飲料又は麻酔剤その他の薬物の影響により正常な業務ができないおそれがあると認められた場合は、業務に従事してはならない旨、記載されていること。

また、航空機乗組員及び客室乗務員は、少なくとも乗務前8時間以内の飲酒を行ってはならない旨、記載されていること。

加えて、航空機乗組員は、自らの疲労状態を適切に管理し、疲労により乗務に支障があると自覚した場合、乗務してはならない旨、記載されていること。

整備規程審査実施要領細則(平成12年 1月28日 制定(空機第 74号))

2-3 整備従事者の職務

2-3-1 (略)

2-3-2 整備従事者について、以下が定められていること

(1) (略)

(2) 酒精飲料又は麻酔剤その他の薬品の影響により正常な業務ができないおそれがある間は、業務を行ってはならないこと。

(3) (略)